

平成22年度 第5回 四国地方整備局事業評価監視委員会
の開催結果（速報）

1. 日時：平成23年3月11日（金） 13：30～15：50

2. 会場：高松サンポート合同庁舎 13階 会議室

3. 出席者

委員：矢田部委員長、高塚委員、土井委員、松根委員、三木委員、
渡邊委員

四国地整：局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、建政部長、
河川部長、道路部長、営繕部長、用地部長、他

4. 議事内容

・再評価審議

1) 一般国道55号 日和佐道路

2) 徳島小松島港赤石地区国際物流ターミナル整備事業

(岸壁(－13m)②)

3) 一般国道55号 牟岐バイパス

4) 一般国道32号 猪ノ鼻道路

5) 一般国道33号 越知道路（2工区）

・事後評価審議

1) 土器川総合水系環境整備事業（土器川河川利用推進事業）

2) 渡川総合水系環境整備事業（丸ノ内川浄化事業）

3) 肱川総合水系環境整備事業（肱川浄化事業）

5. 審議結果

・再評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

1) 一般国道55号 日和佐道路

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

2) 徳島小松島港赤石地区国際物流ターミナル整備事業

(岸壁(－13m)②)

「施設規模を見直し事業を継続」とする事業者の判断は「妥当」
である。

3) 一般国道55号 牟岐バイパス

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

4) 一般国道32号 猪ノ鼻道路

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

5) 一般国道33号 越知道路(2工区)

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

・事後評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

1) 土器川総合水系環境整備事業(土器川河川利用推進事業)

「今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。

2) 渡川総合水系環境整備事業(丸ノ内川浄化事業)

「今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。

3) 肱川総合水系環境整備事業(肱川浄化事業)

「今後の事後評価と改善措置は必要ない」とする事業者の判断は「妥当」である。

6. 主な意見

- ・道路事業の評価に際して、ネットワークの想定を事業中の事業のみで限定することは、効果や必要性を過少評価することが懸念される。
- ・道路事業の防災面の評価については、四国の実情を踏まえて適切に評価できるように努められたい。
- ・港湾事業の評価に際しては、背後地企業の経営計画を念頭に置いた感度分析とすべきではないか。
- ・CVMにおける多段階2項選択方式で一括して金額提示することの妥当性を検討して欲しい。